

平成23年度 労働基準法及び労働安全衛生法

- 4 事業者が労働安全衛生規則第43条の規定によるいわゆる雇入時の健康診断を行わなければならない労働者は、D 労働者であって、法定の除外事由がない者である。
- 5 労働安全衛生法第65条の4においては、「事業者は、E その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。」と規定されている。

選択肢

- | | |
|--|-----------------|
| ① エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務 | |
| ② 解除条件 | ③ 事業場外のみなし労働時間制 |
| ④ 事後的調整事由 | ⑤ 事前の調整事由 |
| ⑥ 常時使用する | ⑦ 深夜業 |
| ⑧ 深夜業に従事する | ⑨ 潜水業務 |
| ⑩ 長時間にわたる労働に従事する | ⑪ 賃金の総額の4割 |
| ⑫ 賃金の総額の6割 | ⑬ 停止条件 |
| ⑭ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務 | |
| ⑮ フレックスタイム制 | ⑯ 粉じん作業に係る業務 |
| ⑰ 平均賃金の4割 | ⑰ 平均賃金の6割 |
| ⑱ 雇い入れるすべての | ⑳ 労働時間の通算 |

第43回(平成23年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点23点以上かつ各科目3点以上（ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険に関する一般常識、厚生年金保険法及び国民年金法は2点以上）である者

- ② 択一式試験は、総得点46点以上かつ各科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び 労働安全衛生法	⑦	②	⑱	⑥	⑨	C	B	E	D	C	D	A	E	C	B